

# 認定こども園・幼稚園入園案内

## 竹の友幼児園

## ルーテル幼稚園

## つくしルーム



## 令和6年度

募集期間 令和5年10月2日(月)～10月31日(火)



## ○申込み方法

提出書類を期間内に第1希望の園または役場教育委員会へ提出してください。

※全ての書類が揃ってから提出してください。

※募集期間を過ぎての提出は、優先順位が低くなります。

## ○子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月より小学校就学前のお子さんの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されました。

お子さんの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けて頂くためには、お住まいの市町村から「支給認定」を受ける必要があります。

## ○支給認定とは

お子さんの年齢や保育を必要とする事由等により、市町村が3つの区分認定を行います。幼稚園や認定こども園（保育部分）、小規模保育事業を利用する場合、年齢に応じた『保育認定』を受ける必要があります。

## ○認定区分

年齢区分	保育の 必要性	認 定 区 分		利用できる施設		
				ルーテル 幼稚園	竹の友 幼稚園	つくし ルーム
3歳～5歳	必要性なし	教育認定	1号認定	○	○	×
	必要性あり	保育認定	2号認定	×	○	×
3号認定			×	○	○※	
0歳～2歳						

※つくしルームは1～2歳児を対象としています。

## ○支給認定の有効期間

支給認定の有効期間は下記のとおりです。

認定区分	有 効 期 間
1号認定	小学校就学前まで（小学校に入学する前の年度まで）
2号認定	小学校就学前まで（小学校に入学する前の年度まで）
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで ※満3歳になった際に、2号認定に切り替わります。





<b>2号認定</b> <b>3号認定</b> 保育利用日： 月～土 竹の友幼稚園の 利用時間	7:00	8:00	16:00	18:00	20:00							
	<table border="1"> <tr> <td>預り 保育</td> <td style="text-align: center;"><b>保育標準時間</b></td> <td>預り保育</td> <td>延長保育</td> </tr> <tr> <td>延長 保育</td> <td style="text-align: center;"><b>保育短時間</b></td> <td>延長保育</td> <td>延長保育</td> </tr> </table>	預り 保育	<b>保育標準時間</b>	預り保育	延長保育	延長 保育	<b>保育短時間</b>	延長保育	延長保育	保育時間を超えて、延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担 願います。		
預り 保育	<b>保育標準時間</b>	預り保育	延長保育									
延長 保育	<b>保育短時間</b>	延長保育	延長保育									

### ○認定結果及び利用調整について

支給認定の結果については、12月頃に入園決定（内定）通知と併せて送付します。

定員を超える申込みがあった場合は、利用調整をおこない、保育の必要性和優先利用の内容から、保育の必要度の高い順に入園していただきます。

※申込期間中に提出されたものは、先着順ではありません。

### ○支給認定申請・入園申込みに必要な書類

入園申込みに必要な書類は、園や世帯によって異なりますので、確認のうえ提出してください。

① 支給認定申請書兼入園(所)申込書 全員提出

お子さん1人につき、1枚ずつ記入してください。

② 保育を必要とする事由がわかる書類 2号・3号認定の方のみ

父母それぞれに該当する書類が必要です。兄弟で同時入園の場合上のお子さんに原本を添付し、下のお子さんにはコピーを添付してください。

保育を必要とする事由		提出が必要な書類
①	就労	就労証明書
②	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日のわかるページ）
③	疾病・障がい	診断書
④	介護・看護	障がい者手帳の写し
⑥	求職活動	求職活動申立書 ハローワークカードの写し 等
⑦	就学・職業訓練	在学証明書または学生証の写し
⑨	育休中の継続利用	就労証明書（育休期間の証明）
⑤	災害復旧	保育を必要とする事由がわかる書類
⑧	虐待・DV	
⑪	その他	



## ○支給認定申請・入園申込み時の注意事項について

◇次のいずれかに該当する場合は、入園児童調査票に詳しく記入のうえ、申込みください。

◇児童に食物アレルギーがある場合

「どのような食材のアレルギーがあるか」「どのような対応を求めるか」など

◇児童に発達・発育に心配がある場合や障害のある場合

「どのようなことが心配か」「どのような配慮が必要か」など

## ○町内保育園等一覧

施設名	所在地	電話番号	定員	受入れ年齢
ルーテル幼稚園	田上丙 2821-3	57-2723	60	3歳～
つくしルーム			11	1歳～
竹の友幼稚園	原ヶ崎新田 1978-1	41-5530	278	3ヶ月～

## ○利用者負担額（保育料）について

利用者負担額は、児童の年齢区分・保護者の前年度及び当年度の町民税額によって決定します。

・4月～8月分・・・令和5年度町民税額（令和4年中の収入で算定）

・9月～3月分・・・令和6年度町民税額（令和5年中の収入で算定）

※保育認定で、年度の途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合は、その年度内は3号認定の額となります。

※令和5年1月1日時点で保護者の住所が田上町以外の方は、前の住所地で課税証明書（令和5年度）の交付を受け、支給認定申請書に添付してください。



**※令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児クラスの利用者負担額は無償になります。**

(通園送迎費・食材料費・行事費等、保護者負担が必要となるものがあります。施設にご確認ください)



3歳未満児 保育認定子どもの利用者負担額

各月初日の入園子どもの属する世帯の階層区分				徴収金基準額 (月額)		
区 分				階層区分	保育標準時間	保育短時間
生活保護法による被保護世帯				A	0	0
市区町村民税非課税世帯				B	0	0
市区町村民税課税世帯	均等割の額のみ			C	10,800	9,700
	所得割	5,000 未満		D 1	13,900	12,500
	所得割	5,000 以上	10,000 未満	D 2	15,500	13,900
	所得割	10,000 以上	30,000 未満	D 3	17,500	15,700
	所得割	30,000 以上	60,000 未満	D 4	19,500	17,500
	所得割	60,000 以上	97,000 未満	D 5	22,100	19,800
	所得割	97,000 以上	121,000 未満	D 6	24,600	22,100
	所得割	121,000 以上	145,000 未満	D 7	31,900	28,700
	所得割	145,000 以上	169,000 未満	D 8	34,700	31,200
	所得割	169,000 以上	235,000 未満	D 9	37,500	33,700
	所得割	235,000 以上	301,000 未満	D10	40,300	36,200
	所得割	301,000 以上	397,000 未満	D11	43,400	39,000
所得割	397,000 以上		D12	47,000	42,300	

